



# 宮崎県公報

平成19年3月22日(木曜日) 第1864号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

規則	頁
〇市町村職員事務引継規則を廃止する規則……………(市町村課) 1	
告示	
〇全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……………(財政課) 1	
〇保安林の指定の解除予定の通知……………(自然環境課) 1	
〇地区労働教育委員会規程を廃止する告示……………(労働政策課) 1	
〇労働教育諮問委員会規程を廃止する告示……………( " ) 1	
〇漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(5件)……………(水産政策課) 1	

〇道路の区域の変更(5件)……………(道路保全課) 3	
〇道路の供用の開始(5件)……………( " ) 4	
公告	
〇争議行為の通知……………(労働政策課) 4	
〇知事が行う都市計画事業の変更の公告(4件)(都市計画課) 5	
〇落札者等の公告……………5	
病院局企業管理規程	
〇県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程……………5	
教育委員会告示	
〇宮崎県指定有形文化財の指定……………6	
〇宮崎県指定無形民俗文化財の指定……………6	

## 規則

市町村職員事務引継規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成十九年三月二十二日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県規則第十四号

#### 市町村職員事務引継規則を廃止する規則

市町村職員事務引継規則(昭和五十八年宮崎県規則第五号)は、廃止する。

#### 附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

## 告示

### 宮崎県告示第二百六十一号

新潟市及び浜松市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定に基づき、その例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年三月二十二日

宮崎県知事 東国原 英夫

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に新潟市及び浜松市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「堺市」の下に「新潟市、浜松市」を加える。

#### 附則

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

### 宮崎県告示第262号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知

があった。

平成19年3月22日

宮崎県知事 東国原 英夫

- 解除予定保安林の所在場所 日南市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第二百六十二号

地区労働教育委員会規程(昭和二十四年宮崎県告示第四百四十五号)は、廃止する。

平成十九年三月二十二日

宮崎県知事 東国原 英夫

労働教育諮問委員会規程を廃止する告示をここに公表する。

平成十九年三月二十二日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県告示第二百六十四号

#### 労働教育諮問委員会規程を廃止する告示

労働教育諮問委員会規程(昭和十五年宮崎県告示第三百二十四号)は、廃止する。

#### 附則

この告示は、公表の日から施行する。

### 宮崎県告示第265号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年3月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年1月31日
発起人の住所及び氏名	宮崎市青島3丁目11番1号 有限会社共漁水産 宮崎市青島3丁目4番27号 矢部廣一
加入区 の 名 称	宮崎市加入区
区 域	宮崎市漁業協同組合の地区
区 分	小型まき網漁業及び小型定置漁業

**宮崎県告示第 266号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年3月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年1月31日
発起人の住所及び氏名	宮崎市大字内海1025番地 泉忠徳 宮崎市大字内海1078番地 根本雄三
加入区 の 名 称	宮崎市加入区
区 域	宮崎市漁業協同組合の地区
区 分	旧内海漁業協同組合の地区の者が営む 小型機船底びき網等漁業

**宮崎県告示第 267号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年3月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年1月31日
発起人の住所及び氏名	宮崎市大字内海2169番地 7 石田實

宮崎市大字内海5857番地  
川崎秋義

加入区 の 名 称	宮崎市加入区
区 域	宮崎市漁業協同組合の地区
区 分	旧内海漁業協同組合の地区の者が営む 小型漁船漁業であって小型機船底びき 網等漁業以外のもの

**宮崎県告示第 268号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年3月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年1月31日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町庵川西5丁目11番地 和田実 東臼杵郡門川町庵川西6丁目52番地 浜田秀一
加入区 の 名 称	庵川加入区
区 域	庵川漁業協同組合の地区
区 分	小型定置漁業

**宮崎県告示第 269号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年3月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年1月31日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町大字庵川3064番地 1 高月雅夫 東臼杵郡門川町大字庵川2578番地 1 瀬山清久
加入区 の 名 称	庵川加入区
区 域	庵川漁業協同組合の地区

区 分	小型漁船漁業であって小型まき網漁業以外のもの
-----	------------------------

## 宮崎県告示第 270号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月22日から平成19年 4 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米良村大字板谷字木之口 368番 1 地先から同郡同村同大字同字 367番 51地先まで	旧	6.0 ~ 17.2	190.0
				新	10.0 ~ 45.4	185.0

## 宮崎県告示第 271号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月22日から平成19年 4 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
46	県道	高城山田線	都城市上水流町 977番 6 地先から同市同町 9 78番 3 地先まで	旧	7.5 ~ 10.0	24.6
				新	8.7 ~ 10.4	24.6

## 宮崎県告示第 272号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月22日から平成19年 4 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
304	県道	木城高鍋線	児湯郡高鍋町大字上江字平原1852番 1 地先から同郡同町大字北高鍋字七反田49 65番 3 地先まで	旧	6.0 ~ 16.0	1249.8
				新	12.4 ~ 22.0	1249.8

## 宮崎県告示第 273号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月22日から平成19年 4 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
361	県道	綾法ヶ岳線	東諸郡綾町大字北俣字小田爪41 49番 1 地先から同郡同町同大字同字4184番 2 地先まで	旧	8.0 ~ 13.8	60.0
				新	8.8 ~ 19.4	60.0

## 宮崎県告示第 274号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月22日から平成19年 4 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
443	県道	仏坂大堂津線	日南市大字萩之嶺字片平原 848番 1 地先から同市同大字同字 851番 地先まで	旧	7.5 ~ 11.9	58.0
				新	11.9 ~ 17.8	58.0

**宮崎県告示第 275号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月22日から平成19年 4 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米 良村大字板 谷字木之口 368番 1 地 先から同郡 同村同大字 同字 367番 51地先まで	平成19年 3 月25日

**宮崎県告示第 276号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月22日から平成19年 4 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
46	県道	高城山 田線	都城市上水 流町 977番 6 地先から 同市同町 9 78番 3 地先 まで	平成19年 3 月22日

**宮崎県告示第 277号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月22日から平成19年 4 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
304	県道	木城高	児湯郡高鍋	平成19年 3 月22日

鍋線	町大字上江 字平原1852 番 1 地先から同郡同町 大字北高鍋 字七反田49 65番 3 地先 まで
----	---

**宮崎県告示第 278号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月22日から平成19年 4 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
361	県道	綾法ヶ 岳線	東諸県郡綾 町大字北俣 字小田爪41 49番 1 地先 から同郡同 町同大字同 字4184番 2 地先まで	平成19年 3 月22日

**宮崎県告示第 279号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月22日から平成19年 4 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
443	県道	仏坂大 堂津線	日南市大字 萩之嶺字片 平原 848番 1 地先から 同市同大字 同字 851番 地先まで	平成19年 3 月22日

**公 告**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定によ

り、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成19年3月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 争議行為の目的  
賃金及び職員増員等の要求のため

2 争議行為の日時  
平成19年3月23日 午前8時30分から問題解決に至るまで

3 争議行為を行う場所  
宮崎市大字芳士80番地  
医療法人清芳会井上病院内

4 争議行為の概要  
ストライキを含むあらゆる形態の争議行為

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成13年宮崎県公告第 9 号による次の事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定に基づき、公告する。

平成19年3月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画事業の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画都市高速鉄道事業 九州旅客鉄道株式会社日豊線

2 施行者の名称  
宮崎県

3 事務所の所在地及び名称  
日向市中町2の14 宮崎県日向土木事務所

4 事業地  
変更なし

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成13年宮崎県公告第 9 号による次の事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定に基づき、公告する。

平成19年3月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画事業の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画道路事業 7・7・2号北町側道

2 施行者の名称  
宮崎県

3 事務所の所在地及び名称  
日向市中町2の14 宮崎県日向土木事務所

4 事業地  
変更なし

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成13年宮崎県公告第 9 号による次の事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定に基づき、公告する。

平成19年3月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画事業の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画道路事業 7・7・3号高砂側道

2 施行者の名称  
宮崎県

3 事務所の所在地及び名称  
日向市中町2の14 宮崎県日向土木事務所

4 事業地  
変更なし

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成13年宮崎県公告第 9 号による次の事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定に基づき、公告する。

平成19年3月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画事業の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画道路事業 7・7・4号中町側道

2 施行者の名称  
宮崎県

3 事務所の所在地及び名称  
日向市中町2の14 宮崎県日向土木事務所

4 事業地  
変更なし

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
平成19年3月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 落札に係る購入物品及び数量  
教職員業務用パソコン 305台

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県出納事務局物品管理課調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号

3 落札者を決定した日  
平成19年1月17日

4 落札者の氏名及び住所  
宮崎リコー株式会社 宮崎市花ヶ島町大原2361番地1

5 落札金額  
51,848,475円

6 一般競争入札の公告を行った日  
平成18年12月4日

病院局企業管理規程

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成十九年三月二十一日

宮崎県病院局長 植木 英 範

宮崎県病院局企業管理規程第一章

県立病院料金等規程の一部を改正する規程

県立病院料金等規程（平成十八年宮崎県病院局企業管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

同条の四の項を次のように改める。

四 文書 類別	採入診断書	一通につき	三千五百五十円	同一の文書を同時に二項以上採入する場合
	病歴書	同	一千五百円	同一の二項目以降の文書作成手数料は、一項目につき上記金額の二分の一に相当する金額（その額に二円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
	死体検案書	同	三千三百九十五円	
	鑑査診断書	同	三千三百九十五円	
	裁判関係診断書	同	四千二百円	
	生命保険又は慰労診断書	同	四千二百円	
	海外移住関係診断書	同	一千五百円	
	交通事故診断書	同	四千二百円	
	特定疾患診断書	同	三千三百九十五円	
	その他の診断書	同	一千五百円	
	自動車損害賠償責任保険治療費	同	三千三百九十五円	

延岡新聞	回	1111回
延岡新聞	回	1111回
延岡新聞	回	1111回
延岡新聞	回	1111回
延岡新聞	回	1111回

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

## 教育委員会告示

### 宮崎県教育委員会告示第 1 号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第 4 条第 1 項の規定により、次の物件を宮崎県指定有形文化財に指定する。

平成19年 3 月22日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
県指定有形文化財	内藤家旧蔵 能狂言面	延岡市天神小路 255番地 1 内藤記念館	延 岡 市
県指定有形文化財	楡垣桐唐草 蒔絵面箱	延岡市天神小路 255番地 1 内藤記念館	延 岡 市

### 宮崎県教育委員会告示第 2 号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第26条第 1 項の規定により、次の表に掲げる無形の民俗文化財を宮崎県指定無形民俗文化財に指定する。

平成19年 3 月22日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

種 別	名 称	所 在 地	保 存 団 体
県指定無形民俗文化財	深角団七踊り	日之影町深角地区	深角団七踊保存会